

# 2022年度事業計画

## はじめに

---

- ① 戦争は最大の人権侵害です。その戦争がロシア軍によるウクライナ侵攻によって引き起こされてしまいました。多くの民間人犠牲者が出ていることが連日報道されています。戦争や紛争は、その国や地域に住む人々の家や仕事、命さえ奪います。そして多くの人々は「難民」として安全な場所を求めながら、他国や国内の安全な場所へと逃げざるをえなくなります。このように戦争は平穏に過ごす人々の権利を奪っています。戦争によって何がもたされるのかを考え、戦争がおこらない社会とはどうあるべきか、私たちは改めて深く考えなければなりません。

日本国内においてもこの戦争に対して各地、各界から反対の声が上がっています。しかしその一方で、日本在住ロシア人に対する嫌がらせが起きていることが報道されています。一国が起こす行為に対して、そのルーツを持つ人たち全体に当てはめて議論されることは誤りです。ましてや嫌がらせや人権侵害に及ぶ行為は許されません。これらの事象は、戦争によってのみ起こるものではありません。新型コロナ感染拡大や大規模災害時等、社会の混乱時には、きまって特定の人たちに対する差別や偏見、攻撃が起こります。こういったことを引き起こさないためにも、改めて人権を軸にした社会を築くための取り組みが求められています。

- ② 昨年は差別解消推進三法が施行されから丸5年を迎えました。障害者差別解消法は、これまで合理的配慮の提供が公的機関のみ義務とされていたものが、民間事業所も同じく義務化されるよう5月に法改正されました。

部落差別においては、9月27日東京地方裁判所において、「全国部落調査」復刻版出版事件の判決が言い渡されました。「全国部落調査」の公表が差別をうける恐れがあるとして被告側に損害賠償命令が下されました。しかし、原告が主張した「差別されない権利」は認められない等、課題が残された判決となりました。今年は部落差別からの解放、尊厳の回復をめざして結成された全国水平社創立から100年に当たります。100年たった今も部落差別の解消が実現されていないことを広く伝え啓発に努めなければなりません。

ヘイトスピーチ解消法は、障害者、部落差別解消推進法と違い、差別の一形態である「言動」を対象とする限定された法律です。そのためにその実効性が絶えず問われ、地方自治体独自条例のほうがその内容について先行するかたちとなっています。その先行する大阪市ヘイトスピーチ条例に対して、表現の自由を保障する憲法に反するかどうか争われた住民訴訟で、本年2月15日最高裁は合憲とし、地方自治体で作る条例を後押ししました。

いずれにしても、各差別解消推進法にかかわる課題は残されており、3法で規定される相談体制の整備や教育・啓発の充実が図れることが求められています。

- ③ 昨年は新型コロナで延長されたオリンピック・パラリンピック2020が開催されました。しかし東京五輪組織委員会会長の女性蔑視発言にはじまり、総合演出家や音楽担当者の過去の

差別発言や行為が問題となり開会を直前に控え辞任に追いやられました。いずれもオリンピック憲章の人権にかかわる規定からはほど遠い発言や行為でした。世界経済フォーラムが発表する2021年のジェンダーギャップ指数では、日本は世界156か国中、120位でした。昨年の121位に続き低位であり、こういった現状が組織委員会会長の女性蔑視発言を生み出す土壌であるといえるかもしれません。

- ④ 新型コロナウイルスについては、その仕組みが徐々に解明され、ワクチンの普及等もありウィズ（with）コロナといわれ始めてはいますが、今なお社会に深刻な影響を及ぼしています。感染した人やその関係者への偏見や差別も少なくなっているとも思われますが、全くなくなっただけではありません。引き続き感染した人やまたワクチン接種をしていない、できない人が社会の仕組みから取りこぼされないよう注意しなければなりません。

コロナ禍の自粛期間を通じて、とりわけ女性や若年層の自死の増加が見られました。「自粛」が孤立をうみ自死につながる要因とも言われています。あわせて、配偶者やパートナーからのDV被害女性の増加や、母子世帯の母親の失業が増え、もともと弱い立場に置かれていた女性たちが、より深刻な状況に陥っています。加えて就労全般で見れば、非正規、派遣労働者の解雇、雇い止めが発生し、これら不安定雇用に従事する人たちの中には、社会的に弱い立場の人たちの存在も少なくありません。コロナの影響によりより弱い人たちが、より深刻な状況に追い込まれていることを認識し、とりわけ相談事業等を中心に支援の取り組みを進めたいと思います。

- ⑤ このような動きとともに、あらゆる人権にかかわる課題が存在することを認識し、偏見や差別をなくし、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざして2022年度も以下の事業に取り組めます。

## 1. 人権教育・啓発の取り組み

### (1) じんけん楽習塾の開催

ワークショップ（参加体験型学習）を中心に様々な学習方法で人権を学ぶ場として全6回開催します。新型コロナウイルス感染予防のため、会場定員は20名とし、残りはオンライン受講として開催します。

開催日時	内 容	講 師
第1回 5月18日	いっしょに「水平社100年宣言」をつくろう！	森 実さん (大阪教育大学・じんけん楽習塾)
第2回 6月1日	障害のある子の発達と放課後の性	坂爪真吾さん (一社) ホワイトハンズ)
第3回 6月15日	詩のうまれくるところ～ハンセン病文学を語る～	姜信子さん(作家) 渡部八太夫さん(祭文語り)
第4回 6月29日	「山奥ニート」やっています	石井あらたさん(山奥ニート)
第5回 7月13日	マジョリティ特権って何？	出口真紀子さん(上智大学)
第6回 7月28日	今、この時代にあらためて考えるーあなたは民主主義を信じますか？ー	長橋淳美さん (一社) 富田林市人権協議会)
会 場	八尾市立安中人権コミュニティセンター2階集会室	

### (2) 人権啓発講演(映像上映)会の開催(一部受託事業)

- 【内 容】 映画上映及び関連講演会の開催を通じて人権啓発に努めます。
- 【実施場所】 八尾市プリズムホール等
- 【実施時期】 9月及び2月
- 【実施方法】 新型コロナウイルス感染状況によっては、オンライン開催も検討

### (3) 差別防止啓発の取り組み

#### ①「八尾市差別事象連絡・啓発検討会議」の運営補助(受託事業)

- 【内 容】 八尾市差別事象連絡・啓発検討会議の運営補助を通じて、差別事象の情報共有と関係機関への取り組みにつながるよう取り組みます。
- 【実施場所】 八尾市役所会議室他
- 【実施回数】 年4回程度

#### ②啓発物品を通じた取り組み(受託事業)

- 【内 容】 啓発物品を制作に啓発に努めます。
- 【制作個数】 1000個
- 【配布先】 地区人権研修実施地区および研修、啓発事業時に配布

#### (4) 人権啓発アドバイザー業務 (受託事業)

##### ①講師派遣およびコーディネート

- 【内 容】 各機関の人権啓発の取り組みに適切に講師を派遣します。
- また、八尾市人権啓発推進協議会の地区研修ならびに養成研修のコーディネートをを行います。今年は16地区で地区人権研修を実施する予定です。

##### ②講師リスト作成業務

- 【内 容】 各機関の人権啓発に取り組むにあたり、講師選定に役立つリストを作成します。

#### (5) 人権ブックレット発行

- 【内 容】 私たちには夢があるブックレット vol. 14 を発行します。
- [ 案 ] 八尾市では、さまざまな理由で就労が阻害されている人びとの就労支援を進めるために八尾市地域就労支援基本計画が策定されています。昨年度、第3次の計画が策定されました。この計画の評価と計画実行のためのポイント等を考察します。
- 【発行部数】 500部

#### (6) ミドルリーダー学習会の開催

- 【内 容】 昨年度は新型コロナの影響で実施することができませんでした。今年度も状況を見定めながら、教職員の人材育成の支援をめざし事例検討や学習会を適宜開催します。

#### (7) 人権パネルによる啓発活動

当協会が作成したパネルを活用し啓発を進めます。具体的には、世界人権宣言パネル展での一部展示や他団体自主啓発活動での展示及び地域等での活用を図っていただくために貸出を行います。

## 2. 外国人市民情報提供事業 (受託事業)

---

- 【内 容】 日本語が十分理解出来ない外国人市民が地域で生活しやすい環境作りの一環として、八尾市政だよりの情報を多言語化した情報誌 (中国語、ベトナム語、英語) を毎月1回発行します。

【発行予定】 第116号～第127号（12回）

【配布場所】 八尾市各公共施設、(公財)八尾市国際交流センター、夜間中学校、日本語教室、外国人市民関係団体、外国人市民コミュニティが把握する世帯各戸、地域の店舗、地域のイベント等

### 3. 人権政策の調査・研究の取り組み

---

人権にかかわる政策の策定や人権行政推進のための政策提案を行うため、調査・研究及び研修・提案活動を行います。

### 4. 相談事業

---

#### (1) 福祉生活相談支援事業（受託事業）

【内 容】 何らかの理由で行政サービスをはじめ必要な支援が届いていない人。高齢、障がい、児童など対象ごとの専門的な福祉サービスでは、課題が複合化、多様化し対応できない人。生活困窮状態にもかかわらず可視化されずにいる人への予兆の発見。近年は「8050問題」家庭への対応や家計相談など、地域の多様な課題について対応しています。今年度市内6箇所に配置し事業を進めます。

また、相談員のスキルアップのための学習ならびに、相談者への支援のあり方に対するケース検討会議を定期的で開催します。

【実施日】 毎週月～金曜日（9:00～17:00）基本

【実施場所】 市内6箇所に福祉生活相談支援員を配置（桂人権コミュニティセンター、龍華出張所、山本出張所、安中人権コミュニティセンター、志紀出張所、八尾市人権協会）

#### (2) 地域就労支援コーディネーター推進活動事業（受託事業）

【内 容】 様々な課題を抱えることによって、一般的な求職活動では就労にたどり着くことが困難な就労困難者を対象として、就労相談及び職場定着相談等を行います。

また、福祉生活相談事業同様、相談員のスキルアップならびに情報共有、ケース検討会議を定期的で開催します。

【実施日】 毎週月～金曜日（9:00～17:00）基本

【実施場所】 安中人権コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、龍華出張所、山本出張所に地域就労支援コーディネーターを配置

#### (3) 見た目問題相談センター

- 【内 容】 顔や体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズなど、「見た目」の症状で悩みのある人たちの電話相談を週1回実施します。
- 【実 施 日】 毎週水曜日（13:00～18:00）
- 【実施場所】 八尾市人権協会

## 6. 人権活動支援事業

---

- 【内 容】 八尾市内で人権課題に取り組む団体に対して支援します。
- 【対 象】 実施要綱を作成し、応募団体をつのり理事会を通じて決定。
- 【対象団体数】 3～5団体（1団体10万～20万）

## 7. その他関連事業

---

### （1）世界人権宣言八尾市実行委員会（世人やお）の運営

世界人権宣言八尾市実行委員会（世人やお）の事務局運営を行います。

### （2）情報発信

ホームページをリニューアルし、情報発信に取り組みます。

ホームページリニューアルにともないSNSによる発信も検討します。

### （3）各種委員会への参画

今年度も要請に応じて各種委員会等へ委員を派遣します。

### （4）理事・評議員会の開催

理事会は年2回、評議員会は定時評議員（5月）の開催を基本とし、必要に応じて開催します。